

# 佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」事業所運営管理規程

(令和6年4月1日改定 規則第32号)

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双樹会（以下「本会」という。）が受託運営する佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」、「認知症対応型指定通所介護事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護並びに指定通所介護予防の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

## (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 地域密着型サービスの提供に努め、介護予防状態にある高齢者が日常生活において必要とする、運動機能等の維持及び強化を図り地域生活の長期継続を推進する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」
- 二 所在地 大分県佐伯市向島1丁目3番8号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の1日の稼動に従事する管理者及び職員等の職種、員数（兼務職員含む）及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。配置については週5日とする。
- 二 生活相談員 2名（介護職員と兼務有）  
生活相談員は、指定通所介護の利用申込に係る調整また利用者及びその家族の相談に応じると共に、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- 三 看護職員 1名  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するための必要な処置を行う。
- 四 介護職員 2名  
介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状態等を把握し、利用者に対して適切な介護サービスの提供を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。職員配置については看護職員が兼務する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日から日曜日の内、日曜日を除く6日間を営業日とする。  
日曜日及び12月31日から1月3日までの年末年始を休日とする。

- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間を午前9時00分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 1日の通所介護サービスを提供する定員は12名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

一 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

イ 移動、移乗の介助

ウ 通院の介助等その他必要な身体の介助

エ 養護（休養）

二 健康状態の確認

三 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るためのサービス（アクティビティ・サービス等）を提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション（アクティビティサービス）

ウ グループワーク

エ 行事的活動

オ 機能訓練

カ 趣味活動

キ その他（個別訓練、指導等）

四 送迎

事業所への通所は利用者の身体状況や地理的条件等を勘案し、送迎を要する利用者は専用車両により送迎を行う。

五 入浴

居宅における入浴が困難な利用者に対して、入浴サービスを提供する。

ア 入浴介助

イ 衣類着脱

ウ 身体の清拭、洗髪、洗身

エ その他必要な介助

六 食事サービス

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

エ 調理

七 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ 福祉用具の利用方法の相談、助言

ウ 居宅介護事業所等関係機関への情報提供や相談、助言

エ その他必要な相談、助言

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第8条 事業者は、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。もしくは2割・3割の額とする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用料として、食費、提供した各種加算、理美容代、基本時間外施設利用料、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

二 船舶利用等交通機関を利用する場合の実費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。

指定通所介護利用者等は、本会の定める期日までに利用料等を現金または銀行振込みまたは郵便振替等により徴収するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、佐伯市の地域とする。

（指定通所介護の基本取扱方針）

第10条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。

2 事業者は自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第11条 通所介護の方針は、次に掲げるものとする。

一 指定通所介護の提供にあたっては、第12条に規程する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

二 指定通所介護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

（通所介護計画の作成等）

第12条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2 それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

5 通所介護従業者は、通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、必要な記録を行い利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、指定通所介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、担当看護師もしくは職員に申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、必ず担当看護婦に申し出て、健康チェック及び介助の必要性のチェックを受けること。
- 四 他の利用者への迷惑行為を行わないこと。また、喫煙等は職員の指示に従うこと。
- 五 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時などにおける対応方法及び非常災害対策BCP)

第14条 通所介護従業者等は、指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合は、速やかにその家族や主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定通所介護の提供を行っているときに、天災その他の災害が発生した場合、従業者等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上指示に従うものとする。

(自然災害発生時における業務継続計画の策定 B C P)

- 3 通所介護サービス提供中に事故が発生した場合は、直ちに家族、関係機関等と連絡をとり必要な措置を講じるものとする。

(感染対策BCP・衛生管理等)

第15条

- 1 事業所は、感染症対策の為、感染対策委員会を設置し、感染症対策の指針にもとづき、委員会の定期的開催をおこない感染症の予防及び蔓延の防止を図る。

(感染症対策BCP作成・評価・改定)

- 2 感染症対策に関する研修を定期的実施及び感染症を想定した訓練をおこなうこととする
- 3 事業所は、利用者が使用する備品等は常に清潔に保持するとともに定期的に消毒し、衛生管理に十分留意するものとする。
- 4 事業所は、従業者に、年1回以上健康診断を受けさせるものとする。

(掲 示)

第16条 事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないようにその対応を行うものとする。

(苦情処理)

第18条 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情については、双樹会・福祉サービス相談委員会設置規程により、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(損害賠償)

第19条 事業者は利用者に対する通所介護の提供により、事業者の責による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(権利擁護・虐待防止・身体拘束廃止に関わる事項)

第20条 事業者は、虐待の発生又はその再発の防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1：虐待防止・身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底をはかる
- 2：虐待防止・身体拘束廃止のための指針を整備する
- 3：従業員に対し、虐待防止・身体拘束廃止のための研修を定期的実施する。

第21条 事業所の会計は、他の会計と区分し、会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸帳簿を整備する。又利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人双樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成25年 10月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。

(第5条 一 営業日を毎週月曜から日曜日の内、日曜日を除く6日間へ変更)

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

(第8条 2割を追加する)

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

(第8条 3割を追加する)

この規定は、令和6年4月1日より施行する

(第20条 権利擁護・虐待防止・身体拘束廃止に係る事項 変更)

(第15条 感染症対策・衛生管理について 変更)

(第14条 緊急時等における対応方法及び非常災害対策BCP 変更)